

# マイチオナー新聞

賃貸経営マーケットレポート

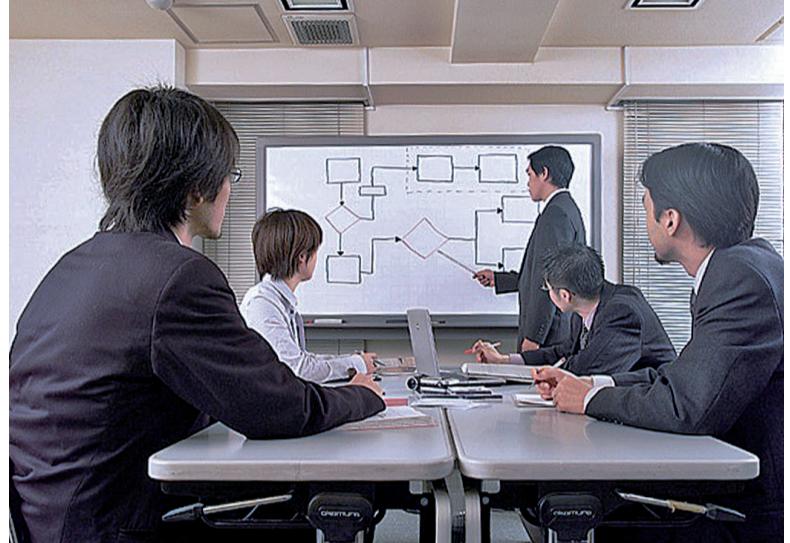
## 賃貸経営、不動産売買、有効活用の提案

■発行所:丸一不動産株式会社 ■本社:北区上十条2-8-11 金高歯科ビル1階 ■TEL:03-5993-1841 ■FAX:03-3907-6157  
 ■2020年3月号 ■毎月1回発行 ■URL:<http://www.m-1.co.jp/> ■E-MAIL:[mail@m-1.co.jp](mailto:mail@m-1.co.jp)

地元の不動産は地元の不動産屋さんに  
をモットーに、十条エリアで60余年

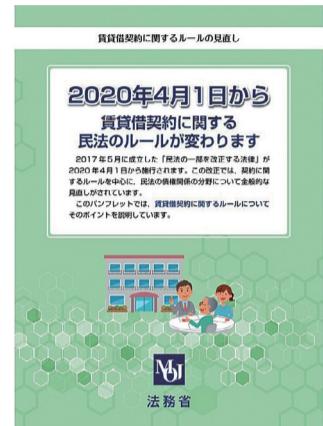
賃貸管理・賃貸経営コンサルティング売  
買全般・不動産相続問題・空家問題等  
を得意しております。

免許番号:東京都知事(15)第9236号  
加盟団体:社団法人全国宅地建物取引業協会  
社団法人東京都宅地建物取引業協会  
社団法人全国賃貸不動産管理業協会



スタートする改正民法は、これまでの判例を尊重して、基本的なルールの明文化を図ったものです。法律によって内容が明確にされました

この改正民法によって、賃貸借契約のルールが明文化され、より透明性が確保されました。具体的には、賃貸借双方の権利義務が明確化され、トラブルの防止に役立つようになります。



明治29年に制定されて以来の大改正となるだけに、ルール変更に伴う運用に関してしばらくの間、「戸惑い」が生じるのは避けられないかもしれません。また敷金の取り扱いで、賃借人の債務を担保する敷金については、「賃貸人は賃貸借が終了し、賃貸物の返還を受けたとき、または、賃借人が適法に賃借権を譲渡したときは、賃借人に對し、

「賃貸借契約に関するルールの見直し」(法務省)

敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に對する金銭債務を控除した残額を返還しなければならない」とし、「賃貸人は、賃借人が金銭債務を履行しないときは、敷金を当該債務の弁済に充てることができる」と規定を設けています。

一方、原状回復義務については、「賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によつて生じた賃借物の消耗並びに賃借物の経年変化を除く)がある場合、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができないときは、この限りでない」としています。

要は、敷金は「賃貸借契約終了したとき、賃料の不払いがない場合、賃借契約が返還しなければならない」と明文化、

連帯保証人が保証する  
金額の上限額を定める  
連帯保証人が保証する

決してきたことを法律でルール化して、トラブルを未然に防ぐのが基本となっています。参考

が、より強く判断のベースになりますが、これまでのルールを変えるものではありません。

また、今回の民法改正の重要なポイントの一つに、連帯保証人の極度額の取り扱いがありま

す。保証人保護の観点から極度額(保証人が保証する上限額)を定め、かつ書面等で保証契約をしないと規定されています。

連帯保証人の契約については2面の「賃貸経営ワンポイントアドバイス」を参照してください。

なお、国土交通省から住宅の賃貸借契約に関する民法改正の概要が、法務省から賃貸借契約に関するルールの見直しを解説した『住宅の連帯保証契約に関するルール』が、法務省から賃貸借契約に関するルールが変わります』が、それぞれのホームページに公開されています。

なにしろ約120年ぶりの法律改正ですから、運用に際して予測されない間違いも出てきています。

ですが、疑問点やお困りのことなどがあります。それが、何なりとお尋ねください。

## 賃貸借契約に関するルールが法律によつて明確に

民法の債権関係を見直す「民法の一部を改正する法律」4月1日に施行



賃貸借や保証などの契約は、施行日より前に締結された契約については改正前の民法が適用され、施行日後に締結されたものは改正後の新しい民法が適用されます

特に、横浜港に停泊していたアメリカの豪華クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」で感染者が多発しているニュースは衝撃的でした。楽しいはずの船旅が一変して不安と恐怖の時間と空間に変わってしまふ。これは決して他人事で済ませられる事ではありません。乗客の方々が一日でも早く平常な日々に戻られることをお祈り申し上げます。

さて、このウイルスの影響を身近な日常生活で見てみるとどうでしょうか? 例えば電車の中では過半数の人々がマスクを着用しております。銀行や携帯ショッピングに行くと従業員が全員マスクをして接客しています。中には花粉対策でマスクをしている人もいるとは思いますが、とにかく皆マスク姿です。そのお陰で町の薬

院に封じ込めなければ景気が大きく落ち込んでしまいます。そしてまだ少し先とは言え東京オリンピックの開催にも影響が及ぶことなく、この厄介なウイルスを早期に封じ込めなければ景気が大きく落ち込むことになります。

という訳で、まだまだ予断を許さない状況が続いております。オーナー様をはじめ家族の方々におかれましてはくれぐれもご自愛くださいませ。

とにかく、この厄介なウイルスを早期に封じ込めなければ景気が大きく落ち込むことになります。そしてまだ少し先とは言え東京オリンピックの開催にも影響が及ぶことなく、この厄介なウイルスを早期に封じ込めなければ景気が大きく落ち込むことになります。

横浜に行って参りました。折角の横浜なので「中華街」でおいしい中華を楽しんで、お土産でも買って帰ろうと立ち寄ったのですが、いつもは大いに賑わいを見せていましたが、翌日やコンビニでは連日マスクが買えません。そして私ですが、先日、久しぶりにテレビや新聞、そしてインターネットでは、連日この見えざる敵のニュースで持つきりです。